

北広島市雨水流出抑制に関する指導要綱を次のように定める。

令和2年2月3日

北広島市長 上野正三

北広島市雨水流出抑制に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な施設における雨水流出抑制施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、雨水による浸水被害から市民の生命及び財産を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水流出抑制 雨水を地中に浸透させ、又は一時的に貯留することにより公共下水道に流出する雨水量を減少させることをいう。

(2) 雨水流出抑制施設 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 雨水浸透施設

イ 雨水貯留施設

ウ ア及びイに掲げる施設を組み合わせた施設

エ その他管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)が雨水流出抑制に効果があると認める施設

(流出抑制量及び技術的事項)

第3条 雨水流出抑制に関する流出抑制量及び技術的事項は、別に定める。

(計画書の提出)

第4条 1,000平方メートルを超える土地に設置される施設のうち、当該土地の面積の半分以上が屋根、舗装等に覆われ、雨水を公共下水道に排除するもの(以下「大規模施設」という。)を設置、増築又は改築しようとする者は、緑地などの雨水が浸透しやすい土地の確保又は雨水流出抑制施設の設置についてあらかじめ管理者と協議を行うものとする。

2 前項の協議により雨水流出抑制施設を設置しようとする者(以下「設置者」という。)は、当該設置に係る工事に着手する前に当該雨水流出抑制施設に関する計画書を管理者に提出するものとする。

(完了報告)

第5条 設置者は、雨水流出抑制施設の設置が完了したときは、速やかに管理者にその旨を報告し、管理者の確認を受けるものとする。

(維持管理)

第6条 設置者は、雨水流出抑制施設の機能を保全するため適切に維持管理するよう努めるものとする。

2 設置者は、雨水流出抑制施設の安全の保持及び周辺環境への配慮について適切な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定は、設置者から雨水流出抑制施設を引き継いだ者について準用する。
(情報提供及び技術的助言)

第7条 管理者は、第1条の目的を達成するため大規模施設を設置しようとする者に対し、適切に雨水流出抑制施設の設置が行われるよう雨水流出抑制に関する情報提供及び技術的助言を行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、水道部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後新たに設計に着手する大規模施設に適用する。